

南台人文社會學報 2015 年 5 月

第十三期 頁 133-157

## 樞密院、帝國議會與殖民地的教育政策 —殖民地教育政策與日本政府中央關係之考察—

林琪禎\*

### 摘要

本文旨在探討戰前日本殖民地教育政策決策的「主導權」問題。過去的先行研究大多指出，日本殖民地的教育政策，以殖民地最高首府——「總督府」為主要決策機關，但這樣的研究結果大多是因為未將課題設定的範圍擴大到日本本國的教育政策體制之故。故本稿由日本內地為課題設定的出發點，對殖民地教育政策的結構進行探討，指出日本樞密院及帝國議會對殖民地教育政策的影響。

**關鍵詞：**殖民地、教育政策、樞密院、帝國議會、總督府

---

\* 林琪禎，和春技術學院應用外語系專案助理教授、文藻外語大學日本語文系兼任助理教授  
電子信箱：chejan.lin@gmail.com

收稿日期：2014 年 08 月 25 日；修改日期：2015 年 01 月 07 日；接受日期：2015 年 05 月 19 日

*STUST Journal of Humanities and Social Sciences, May 2015*

*No. 13 pp.133-157*

## 枢密院・帝国議会と植民地の教育政策

### —植民地教育政策の中央関与に関する一考察—

林琪禎\*

#### 要旨

本稿は、帝国議会及び枢密院と植民地の教育政策の関係について検討するものである。植民地の教育政策は、従来は植民地総督府が政策制定から教育内容まで一枚岩的に決定されていくという認識に集中していた。つまり、植民地教育政策の決定者は往々に植民地総督府（朝鮮・台湾総督府）であると疑問なく認識されており、そしてよく議論されてきたのは植民地総督府の植民地教育政策に存在した理念と実態との背反・相克性であった。しかしながら、前述した視角は、中央政府から植民地への教育政策主導性を過小評価していた傾向があると思われる。本稿では、日本の教育政策の性質から分析を加え、構造的に日本内地の植民地教育政策との関わりを議論し、枢密院・帝国議会・植民地総督府それぞれの役割を分析する。

**キーワード：植民地・教育政策・枢密院・帝国議会・総督府**

---

\*林琪禎，和春技術學院應用外語系專案助理教授、文藻外語大學日本語文系兼任助理教授

電子信箱：chejan.lin@gmail.com

收稿日期：2014年08月25日；修改日期：2015年01月07日；接受日期：2015年05月19日

## 樞密院・帝国議會と植民地の教育政策

### —植民地教育政策の中央関与に関する—考察—

#### 1. はじめに

本稿では、帝国議会及び樞密院<sup>1</sup>と植民地の教育政策の関係について検討する。植民地の教育政策は、従来は植民地総督府が政策制定から教育内容まで一枚岩的に決定されていくという認識に集中していた。つまり、植民地教育政策の決定者は往々に植民地総督府（朝鮮・台湾総督府）であることと疑問なく認識されており、そしてよく議論されてきたのは植民地総督府の植民地教育政策に存在した理念と実態との背反・相克性であった。陳（2001）や久保田（2005）は、「同化」の論理を援用して総督府の教育同化政策（例えば「国語教育」）における差別の矛盾を明らかにしようとしている<sup>2</sup>。しかしこの視角は、中央政府

<sup>1</sup> 樞密院は、大日本帝国憲法（明治憲法）下における天皇の最高諮問機関。明治 21 年（1888 年）4 月 30 日公布の勅令により設置。設置理由の第一は大日本帝国憲法および皇室典範の草案審議にあったが、憲法第 56 条「樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮問ニ応ヘ重要ノ国務ヲ審議ス」の規定により、憲法上の必要機関となった。会議は天皇臨席のもとに顧問官 10 名以上の出席で開かれ、諮詢事項を審議し、多数議決のうえ樞密院の意見として上奏した。諮詢事項は、最初の官制ではすべての法律案、重要な勅令案を含んでいたが、明治 23 年（1890 年）10 月の改正で、議会との関係上、特殊な性質をもつものだけに限定された。この時の官制第 6 条に掲げられた諮詢事項は、（一）「皇室典範ニ於テ其権限ニ属セシメタル事項」、（二）「憲法ノ条項又ハ憲法ニ附属スル法律勅令ニ関スル草案及疑議」、（三）「憲法第十四条戒嚴ノ宣言同第八條及第七十條ノ勅令及其他罰則ノ規定アル勅令」、（四）「列国交渉ノ条約及約束」、（五）「樞密院ノ官制及事務規定ノ改正ニ関スル事項」、（六）「前諸項ニ掲グルモノ、外臨時ニ諮詢セラレタル事項」である。「樞密院」の見出しより一部引用、『国史大辞典』（吉川弘文館）1979—1997 年。本稿では、主に 1890 年（明治 23 年）以後に樞密院が植民地教育政策に関与していく部分に焦点を当て、その形成と議論を見る。

<sup>2</sup> 例えば、植民地台湾の「国語」教育を中心に論を広げる陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』（三元社、2001 年）、および植民地朝鮮の日本語教育を中心に論じた久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育—日本語による「同化」教育の成立過程—』（九州大学出版会、2005 年）などがあり、植民地総督府の「国語政策」における「同化」的な一面が論じられてきた。その上、陳の研究は更に植民地の知識人がそれに対する抵抗的な姿勢も取り上げられている。つまり、総督府／植民地知識人という対抗的な図式である。ただし、こ

から植民地への教育政策主導性を過小評価しているように思われる。駒込武と弘谷多喜夫の考察で明らかになったように、1919年（大正8年）の台湾教育令の制定をめぐって、台湾総督府と中央政府の間に異なる見解が生じて、互いに対立した状態になったことがある<sup>3</sup>。すなわち、本国中央が植民地の教育政策に関与していたことがすでに確認されている。

故に、本稿では、植民地の教育政策と中央政府との関係に注目したい。そのうち、特に焦点を当てたいのは、「植民地教育令」の審議に関わってきた枢密院の役割である。枢密院に関する研究に由井正臣の『枢密院の研究<sup>4</sup>』がある。本稿ではいわゆる近代日本における「枢密院問題<sup>5</sup>」を主要な課題としないため、枢密院に関する議論は先行研究に譲るが、本稿の議論と直接に関係する先行研究として、前掲した『枢密院の研究』に収録された岡本真希子「枢密院と植民地問題—朝鮮・台湾支配体制との関係から—」があげられる<sup>6</sup>。岡本の考察は、植民地の教育令だけでなく、枢密院が植民地統治との関わりを幅広く検討したものであり、植民地支配体制の中に枢密院の役割を条理的にまとめた。故に、本稿では植民地教育令と枢密院の関係を検討する際、岡本

---

これらの研究では、植民地教育政策の主導者については、総督府であり、もしくは曖昧的な用語である「日本政府」が使われている印象を受ける。ほかに、国語教育に限らず教育政策全般をテーマにした佐藤由美『植民地教育政策の研究—朝鮮 1905—1911—』（龍溪書舎、2000年）と佐野通夫『日本植民地教育の展開の朝鮮民衆の対応』（東京評論社、2006年）があり、議論の主体が総督府（とその官僚）が中心となっている。

<sup>3</sup> 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』「第三章 台湾・一九一〇年代—差別の重層な構造—」岩波書店、1996年、129—189頁；弘谷多喜夫・広川淑子・鈴木朝英「台湾・朝鮮における第二次教育令による教育体系の成立過程」日本教育学会『教育学研究』第39巻第1号、1972年、53頁。

<sup>4</sup> 由井正臣編『枢密院の研究』吉川弘文館、2003年。

<sup>5</sup> 近代日本の「枢密院問題」は、主に大正初頃から、世論の関心となり始めた。枢密院は、権限である諮詢事項は、憲法とその附属法、皇室典範に関する事項、緊急勅令、条約など国政の重要事項に及んだ。このように広範な権限を有し、国民の意思と隔絶した密室性の強い枢密院が政治上の問題であったという。由井正臣編『枢密院の研究』吉川弘文館、2003年、1頁。

<sup>6</sup> 岡本真希子「枢密院と植民地問題—朝鮮・台湾支配体制との関係から—」前掲『枢密院の研究』、141—191頁。

の研究と照らせ合わせながら、一次資料にもとづく歴史学研究法を用いたい。そして、結論では本稿の考察を経て得ることのできた植民地教育政策の中央関与に関する議論をまとめたい。また、帝国議会も植民地の教育政策に全く関与しないわけではないので、合わせて見ることとする<sup>7</sup>。

## 2. 教育行政制度の中の樞密院

久保義三の研究<sup>8</sup>によれば、戦前教育令の成立は、まず教育令原案は、教育行政府（日本内地なら文部省・植民地なら総督府）において立案され、それが文部大臣によって内閣総理大臣に閣議にかけるべく請議され、この請議案に基づいて閣議において案件が審査され、閣議決定された後、天皇に上奏されたとある。この上奏を受けて天皇は、天覧、天皇採択の手続きを経て、勅令案を天皇の最高諮問機関たる樞密院に諮詢することになる。樞密院は直ちに案件を審査し、その結果を上奏すると共に内閣に通告する。こうして樞密院において修正可決された勅令案は原案となり、それが再び閣議決定となり、天皇に裁可を奏請する運びとなる。それによって天皇勅裁の形式で勅令として大臣副書を以って公布されるのである<sup>9</sup>。このような教育勅令の立案、形成過程は、1900年（明治33年）から太平洋戦争の敗戦までほとんど変わることのない一般的なルートでもあった。近代日本教育史では、

<sup>7</sup> 帝国議会の主な権限は以下となる。大日本帝国憲法は三権分立の形式を取りながら、立法権は天皇の大権に属し、議会には、政府が提出する法律案に対する立法協賛権（憲法5条、37条）及び予算案に対する予算議定権、政府に対する建議権（40条）、天皇に対する上奏権（49条）、議会に持ち込まれた請願を審議する権限（50条）が与えられていた。また、天皇による法律裁可権に基づく裁可を経るという条件付きながら法律提案権（38条）も有していた。大山英久「帝国議会の運営と会議録をめぐって」国立国会図書館調査及び立法考査局調査企画課『レファレンス』No. 652、2005年、32-50頁。

<sup>8</sup> 久保義三『天皇制国家の教育政策—その形成過程と樞密院—』勁草書房、1979年。

<sup>9</sup> 久保前掲書、7-8頁。

教育行政学の立場から、戦後の「教育法規法律主義<sup>10</sup>」に対して、戦前の前述した教育令策定の方式は「教育法規勅令主義<sup>11</sup>」と言われている。つまり、教育政策が勅令形式としての発布が決まりとなる。

一方、1890年（明治23年）10月30日に日本の教育の根幹をなすものとして発表された「教育勅語<sup>12</sup>」が教育政策のイデオロギー性を文字的に可視化した。更に、1900年（明治33年）8月21日の文部省令「小学校施行規則」において、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ実践ヲ指導スルヲ以テ要旨」とされ、三大節の式日に「御真影」への最敬礼とあわせ、「教育勅語」の「奉読」と、勅語に基づき聖旨のあるところを学校長が誨告しなければならないと定められた。この勅語の奉読は、1945年（昭和20年）の敗戦まで行われた<sup>13</sup>。このように、「教育勅語」の教育現場における「奉読」も法的に明文化された。

教育行政制度から言えば、帝国憲法下の国民教育は、帝国憲法<sup>14</sup>に

<sup>10</sup> 本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』思文閣出版、1981年「まえがき」i頁。括弧内の用語は原文のまま引用する。

<sup>11</sup> 本山前掲書、1981年「まえがき」i頁。括弧内の用語は原文のまま引用する。

<sup>12</sup> 教育勅語は、明治天皇が国民に語りかける形式をとる。まず、歴代天皇が国家と道徳を確立したと語り起こし、国民の忠孝心が「国体の精華」であり「教育の淵源」と規定する。続いて、父母への孝行や夫婦の調和、兄弟愛などの博愛、学問の大切さ、遵法精神、事あらば国の為に尽くすことなど12の徳目（道徳）が明記され、これを守るのが国民の伝統であるとしている。以上を歴代天皇の遺した教えと位置づけ、国民とともに明治天皇自らこれを守るために努力したいと誓って締めくくる。これは、西洋の学術・制度が入る中、軽視されがちな道徳教育を重視したものである。もちろん、西洋文明にも宗教（キリスト教）を背景とした道徳教育は存在するが、それを直接日本人に適用するわけにもいかず、かといって伝統的に道徳観の基本として扱われてきた儒教や仏教を使うことも明治新政府以降の理念からすれば不適切であった。このため、伝統的な道徳観を天皇を介する形でまとめたものが教育勅語とも言える。こうした道徳観は、伝統的な儒教とは異なるものであり、江戸時代の水戸学からの影響が指摘されている。副田義也『教育勅語の社会史—ナショナリズムの創出と挫折—』（有信堂高文社、1997年）；梅溪昇『教育勅語成立史—天皇制国家観の成立〈下〉—』（青史出版、2000年）；岩本努『教育勅語の研究』（民衆社、2001年）などを参照。

<sup>13</sup> 梅溪前掲書、168—169頁。

<sup>14</sup> 「大日本帝国憲法」の第一章の第一条から第九条までの条文より、天皇は「法律ヲ裁可シ其

基づく天皇の「大権事項」であった。そこで、教育行政を規範する法規や、学校組織、教育内容、教育制度などの基本的な事項は、すべて帝国憲法に根拠を持つ天皇の「勅令」によるものであり、教育政策が天皇の「勅令」の形式として発布するという慣行が、戦前の教育行政・政策を支配していた<sup>15</sup>。また、「勅令」の発布は、樞密院の審議に通る必要がある。つまり、戦前日本の教育政策が、イデオロギーの面では「教育勅語」を奉戴しながら、行政実行の面では天皇の「勅令」の形式として樞密院の審議に包摂される。このような念入りな政策の性格からは、戦前日本における教育政策の重要性が物語られていると言える。

以上のように、戦前日本の教育政策は、イデオロギー面では実際的な法律効力を持たないが「欽定憲法たる性格をもつ<sup>16</sup>」「教育勅語」を奉戴しながら、立法及び実際の実施の面では、「勅令」（天皇・樞密院）から「省令」（閣議・文部省）へ直接に通達・執行する教育立法の「勅令主義」が貫かれていた。

要するに、戦前日本の教育政策の形成は、イデオロギーの面においては、天皇（イデオロギー）→樞密院（諮問）→行政（閣議・文部省・総督府）といった図式に収斂されているが、実際の政策の策定ル

---

ノ公布及執行ヲ命ス（第六条）」、「公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス（第八条）」、「法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス（第九条）」という法律に関する権限を有している。

<sup>15</sup> 本山前掲書、ii 頁。

<sup>16</sup> 「教育勅語は（明治）憲法が重点をおいた『国体』をそのままにみずからの核心とした教育の淵源としたことによって、『国体』の具体化としての意義をもち、『明治憲法』を支えるイデオロギーとしての役割をもって成立したのである。『教育勅語』が『事實的にも法的にも』、国民教育の指導原理として敗戦に至るまで、『軍人勅諭』と相ならんで天皇制国家観の二大支柱を形成したことは周知の如くである。（略）こうしてわが国は明治二十三年に至って、それぞれ政事・軍事・教育の各欽定憲法たる性格をもつ『明治憲法』・『軍人勅諭』・『教育勅語』の三者鼎立を完成するに至り、ここに近代の天皇制国家構造および天皇制国家観の確立をなし遂げたのである。」梅溪昇『教育勅語成立史—天皇制国家観の成立〈下〉—』（青史出版、2000年）、167—168頁。

一トは、文部省・総督府（原案作成）→閣議（政府原案）→枢密院（御下附案審議）→天皇（勅令発布）という流れであった。この構造は「教育立法の勅令主義」と言われ、教育政策が勅令形式として発布される決まりとされた。

その背景には、教育政策の決定は国家統治上極めて重大であるという認識にある。したがって、議会民意などの政治的な干渉影響を排除し、天皇大権を補佐する文部大臣の責任において施行しなければならないとする天皇制官僚による教育支配の論理が貫徹されていた<sup>17</sup>。言い換えれば、近代日本の教育政策や教育の実態とは、命令を発する象徴的な主体は天皇であるが、政策を実行するのは官僚であった。ゆえに教育政策の施行も独善的であった。

以上、戦前日本の教育政策形成の輪郭を掴めたが、このような教育政策の性格が日本教育史では「天皇制教育」として位置づけられ、そして枢密院も深く関わっていたこととなる。次節では、教育史の角度から、「天皇制教育」と枢密院の関係を見たい。

### 3. 枢密院の「天皇制教育」における役割

前掲の岡本論文は政治史的な分析として秀でているが、政策論を中心に議論を展開しているので、教育史的な究明は特になされていない。戦前の教育政策を教育史的に究明してきたものには久保義三の研究<sup>18</sup>があり、久保が戦前の昭和期教育を「天皇制教育」として位置づけて体系的な解明に努めてきた。天皇制教育には2つの特色があると

---

<sup>17</sup> 久保義三『新版 昭和 교육史—天皇制と教育の史的展開—』東信堂、2006年、11頁。

<sup>18</sup> 久保義三の主要著作は以下となる。『日本ファシズム教育政策史』明治図書、1969年；『天皇制国家の教育政策』勁草書房、1979年；『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂、1984年；『占領と神話教育』青木書店、1988年；『昭和 교육史』上・下、三一書房、1994年；『久保義三教育学著作集』全七巻、エムティ出版、1995年；『教育の経済的生産性と公共性—ホレース・マンとアメリカ公教育思想—』東信堂、2004年。



久保は指摘する。「第一に、天皇制教育は、天皇制国家を確立し、強化・発展させるために、とくに天皇統治の正統性と神権性を高めるのに計り知れない役割を演じた」ことと、「第二に、天皇制教育は、その理念を明治天皇が臣民に指示した『教育ニ関スル勅語』（教育勅語）に依拠している」ことである<sup>19</sup>。特に昭和期になると、この「天皇制教育」の特色がとりわけ目立つようになっていたと言えよう。

天皇制教育の中心思想となる「教育勅語」は、正式な法律効力を持つ勅令<sup>20</sup>ではないが、戦前教育に関する法律・行政命令などに存在していた。例えば、初等教育に於いては、「教育勅語」が公布された翌年に省令として定められた「小学校教則大綱<sup>21</sup>」に、第二条は「第二条 修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」とあり、中学教育においては、1931年（昭和6年）の「中学校令施行規則<sup>22</sup>」第一章第一条では、「一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ学校教育ノ全般ヨリ道德教育ヲ行ハント期シ常ニ生徒ヲ実践躬行ニ導キ殊ニ国民道德ノ養成ニ意ヲ用ヒ我が建国ノ本義ト国体ノ尊厳ナル所以トヲ会得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期スベシ」とある。つまり、「教育勅語」は、法的な正当性と支配性に根拠がないものの、天皇の「お言葉」として戦前の教育に浸透していった。

また、天皇制教育のもう1つの特色は、前にも述べた教育立法の「勅令主義」である。教育に関する重要事項は、原則として天皇の諮問機関であった樞密院の審議を経て、勅令として公布したのである。最初の教育勅令となったのは、「教育勅語」と同年（1890年・明治23

<sup>19</sup> 久保前掲書、7頁。

<sup>20</sup> 註（16）参照。

<sup>21</sup> 1981年（明治24）11月17日文部省令第11号、文部省『学制百年史』資料編、1972年

<sup>22</sup> 1931年（昭和6）1月10日文部省令第2号、同前掲書。

年)に公布された「小学校令」であった。その背後には、枢密院の強い意思主張が働き勅令の形式をとったのである。その理由は、枢密院事務官を務めた江木千之が「教育ノ如キハ、一旦其方針ヲ誤ルトキハ国家ニ動揺ヲ及ホス等ノ恐ナシトセス。故ニ之ニ関スル規則ハ、勅令ヲ以テ定ムルコトトシ、議會ヲシテ容喙セシムルノ途ヲ開カサルヲ可トスル<sup>23</sup>」という点にあると指摘していた。

久保は、この教育における教育立法の「勅令主義」の慣行化は、教育政策が枢密院における重要な審査対象となることと相俟って、天皇制国家の権力的教育支配を系統化するとともに、逆に教育によって天皇制国家が補強されるというルートが確立されたことをも意味すると指摘している<sup>24</sup>。かように、1888年(明治21年)に勅令第22号で公布された「枢密院官制及事務規程」第二章第六條<sup>25</sup>に枢密院と教育に関わる明文化した規定は見られないが、1900年(明治33年)の枢密院「御諮詢重要事項御沙汰書<sup>26</sup>」では、「教育制度ノ基礎ニ関スル勅令<sup>27</sup>」が審議の範囲に入ることとなった。

<sup>23</sup> 江木千之翁経歴談刊行会編『江木千之翁経験談』上巻、1933年、121頁。江木千之は1924年(大正13年)6月28日から1932年(昭和7年)8月22日に枢密院顧問官を務めた。

<sup>24</sup> 久保前掲書、11頁。

<sup>25</sup> 「枢密院官制及事務規程」では1888年(明治21年勅令第22号)、枢密院の諮問事項を以下のように定める。その中に教育に関する事項が記されていない。「御署名原本・明治二十一年・勅令第二十二号・枢密院官制及事務規程」1888年4月28日、国立公文書館、レファレンスコード：A03020021200。

一 憲法及憲法ニ付屬スル法律ノ解釈ニ関シ及予算其他會計上ノ疑義ニ関スル爭議、二 憲法ノ改正又ハ憲法ニ付屬スル法律ノ改正ニ関スル草案、三 重要ナル勅令、四 新法ノ草案又ハ現行法律ノ廢止改正ニ関スル草案列国交渉ノ條約及行政組織ノ計画、五 前諸項ニ掲クルモノ、外行政又ハ會計上重要ノ事項ニ付特ニ勅命ヲ以テ諮詢セラレタルトキ又ハ法律命令ニ依テ特ニ枢密院ノ諮詢ヲ經ルヲ要スルトキ

<sup>26</sup> 「枢密院官制第六條第六ニ依リ諮詢スヘキ事項中別記ノ勅令ハ最も重要ナルモノニ付自今同院ノ審議ニ付セシム 御璽 明治三十三年四月九日 一 教育制度ノ基礎ニ関スル勅令 一 改革官制ニ関スル勅令 一 各省官制通則ニ関スル勅令 一 台湾總督府官制ニ関スル勅令 一 高等官等ニ関スル勅令 一 官吏含ム紀律ニ関スル勅令 一 文官懲戒ニ関スル勅令 一 試験ニ関スル勅令 一 任用ニ関スル勅令 一 分限ニ関スル勅令」、枢密院「御諮詢重要事項御沙汰書」「枢密院會議文書」1900年4月9日、国立公文書館、2A-15-16 枢 A17。レファレンスコード：A03033020300。

<sup>27</sup> 1900年(明治33)の「二五 枢密院へ諮詢事項・解釈」(「枢密院文書」国立公文書館)と

以上の通り、樞密院と教育政策の関係を政策史と教育史から両方に見てきた。次節では、その政策形成の「要」ともなりうる樞密院と植民地教育政策の関わりを具体的に整理する。

#### 4. 樞密院と植民地の教育政策

樞密院が初めて植民地の教育令に関与したのは、1911年（明治44年）の朝鮮教育令である。その発端は、内閣が意図的に朝鮮教育令を樞密院の諮詢を経ずに「諮詢不奏請」の形で制定したことにあった。この時点の内閣は桂太郎内閣で、朝鮮総督は桂内閣の陸軍大臣を兼任した寺内正毅であり、「諮詢不奏請」の理由は、「教育制度ノ基礎ニ関スル勅令」とは「内地ノ教育」であり、「新領土ノ如キハ其ノ予想セラレザル所」であり、「樞密院へ御諮詢ヲ要セラサルト認」めたからである<sup>28</sup>。そして、朝鮮総督寺内の言う「朝鮮の事は内地と異なり同院（樞密院）の議に附するに及ばずと唱へた結果」、諮詢に至らなかったという<sup>29</sup>。つまり、朝鮮教育令の「諮詢不奏請」とは、桂内閣と朝鮮総督の合意の上であった<sup>30</sup>。

これに対し樞密院は異議を唱え、反対の態度を示した。1911年（明治44年）9月20日の樞密院会議では、朝鮮教育令の諮詢不奏請に対して、非難の声をあげていた。

---

同年の「内閣へ御下付ノ御沙汰書」（内閣「閣甲一八九号」国立公文書館、下註参照）では、「教育制度ノ基礎ニ関スル勅令」とは「一 小学校令、二 中学校令、三 高等女学校令、四 師範学校令、五 高等学校令、六 大学令、七 実業学校令」である。

<sup>28</sup> 内閣「拓甲一三六号」「朝鮮教育令ヲ定ム」「公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第十七卷・軍事・陸軍」1911年（明治44年）8月21日、国立公文書館、レファレンスコード：A01200074000。

<sup>29</sup> 原圭一郎篇、『原敬日記』第三卷、福村出版、1981年、171頁、1911年9月30日条。岡本真希子「樞密院と植民地問題—朝鮮・台湾支配体制との関係から—」前掲『樞密院の研究』149頁。

<sup>30</sup> 前掲岡本論文、149頁。

朝鮮ハ今ヤ正ニ日本ナリ其ノ教育令ハ日本ノ教育ノ基礎ニ関スルモノナリ之ヲシモ本院ノ議ヲ経ルヲ要セストセハ台湾亦然リ樺太亦然リ此ノ如キハ植民政策ニ付テ重大ナルモノニシテ本院ノ権限問題ナリ<sup>31</sup>

枢密院の態度は明白であり、植民地が日本の領土になった以上、「教育ノ基礎ニ関スル勅令」には朝鮮教育令もその範囲に入るべきである。もし諮詢を略した前例が成立すれば、ほかの植民地も因循する恐れがあり、植民政策に大きな影響が生じうる。

枢密院の意見を受け、同年の10月4日の同会議では、内閣の書記官が枢密院の内閣の交渉結果を報告した。

朝鮮教育令ノコトニ付テハ内閣ニ於テモ同様ノ意見ニテ将来該教育令ヲ改正スル場合及此種ノ勅令ヲ制定スル場合ニハ明治三十三年本院ニ賜ハリタル御沙汰書ニ依リ御諮詢ヲ奏請スルコトトセムトノコトナリ<sup>32</sup>

この時点で内閣はすでに桂内閣から西園寺公望内閣に交代していた。西園寺総理大臣は、書記官の報告に続き、「我カ内閣ニ於テハ朝鮮教育令ニ関シテハ将来本院ニ御諮詢アル様奏請スルノ方針ナリ<sup>33</sup>」と再確認した。一方、会議では、金子堅太郎顧問官も枢密院が朝鮮教育令に限らず植民地教育令に対する全般的にあるべき立場を示した。

<sup>31</sup> 枢密院「京城専修学校長等特別任用ニ関スル件」「枢密院会議筆記」金子堅太郎顧問官の発言、1911年10月4日、国立公文書館、レファレンスコード：A03033584100、傍点引用者。

<sup>32</sup> 枢密院「台湾総督官制中改正ノ件」「枢密院会議筆記」1911年10月4日、二上内閣書記官の発言、国立公文書館、レファレンスコード：A03033584200。

<sup>33</sup> 同前「台湾総督官制中改正ノ件」「枢密院会議筆記」1911年10月4日、西園寺内閣総理大臣の発言。

總理大臣ハ朝鮮教育令ハ成ルヘク御諮詢ヲ奏請セムトノコトナ  
リシカ成ルヘクニアラス将来当然本院ニ御諮詢ノアルコトヲ希  
望ス

植民地ノ教育制度ハ重大ナル問題ナリ故ニ今日文部大臣拓殖局  
總裁ノ出席アルヲ以テ之ニ関スル意見ヲ述ヘム朝鮮台湾樺太等  
ノ植民地ノ教育ハ内地ヨリモ一層大切ナル問題ナリ（略）植民地  
ノ教育制度ニ関シテハ将来「成ルヘク」ニ非ス必ス本院ニ御諮詢  
アリ顧問官ノ意見ヲ御御聞キニナル様希望ス<sup>34</sup>

これを受け、西園寺総理大臣は、「『成ルヘク』トハ別段重キ意味  
アルニ非ス必ストハ云ハサリシモ御諮詢ハ之ヲ奏請スル」と確認し、  
そして「植民地ノ教育制度ニ付テハ教育勅語ノ趣意ニ基キ大ニ重キヲ  
置ク積ナリ」と植民地の教育制度の重要性も認めた。岡本は、「これ以  
後、この言明は、植民地教育令が樞密院に諮詢された根拠となってい  
くのである<sup>35</sup>」と述べ、1911年（明治44年）の第一次朝鮮教育令の諮  
詢不奏請に対して、樞密院が非難した経緯から、植民地教育政策に樞  
密院の強い関心があったことを指摘した<sup>36</sup>。

すなわち、この朝鮮教育令諮詢不奏請問題の過程から、樞密院は  
既に植民地教育令の審議を自己の権限とし「日本ノ教育」として主張

<sup>34</sup> 同前「台湾総督官制中改正ノ件」「樞密院会議筆記」1911年10月4日、金子顧問官の発言。

<sup>35</sup> 前掲岡本論文、151頁。

<sup>36</sup> 岡本は次のようにまとめている。「朝鮮教育令は桂内閣・寺内朝鮮総督により意図的に諮詢不奏請とされたが、そこでは、朝鮮教育制度を『内地』と切り分け独自に策定しようとする方針があった。しかし、樞密院のなかには、植民地教育の根本方針を示す植民地教育令の諮詢のないことに危惧を示し、植民地の教育を『日本ノ教育』の一環とみなし、また、植民地教育令を樞密院の権限として強硬に主張する顧問官たちが存在した。彼らは、『国語』や歴史や教育勅語など従来の『内地』の教育内容・制度と植民地教育との関係を懸念し、植民地教育令を諮詢事項化として確認するように内閣に迫り、西園寺内閣はこれを了承した。ここからは、韓国併合直後における植民地教育制度の位置付けをめぐる相違が明らかになるとともに、植民地統治政策の一端を担うものとして主張する樞密院の姿が看取されえるのである。」前掲岡本論文、151頁。

し、植民地教育制度が本国政治において議論すべきだと強く意思表示をしていたことがわかる。

そして、1914年（大正3年）、台湾教育令の制定をめぐる、植民地教育政策が再び問題化された。その発端となったのは、「公立台中中学校官制」と台湾教育令の制定問題である。この過程でも枢密院の存在が浮上した<sup>37</sup>。

駒込武は、台湾教育令の制定は台湾総督府と本国政府と折衝して成り立ったものと指摘している<sup>38</sup>。この過程を通して、植民地の教育政策は、帝国全体を視野に入れた教育方針の策定が本国では初めて本格的に議論されたものとなったとする<sup>39</sup>。すなわち駒込は台湾総督府の教育令制定の根回しに着目しており、枢密院の存在を副次的に捉えている。だが、筆者は台湾総督府が枢密院まで根回しする理由には、朝鮮教育令以来、枢密院が一貫して教育に関する権限を持っていたからではないかと考える。

当時の台湾総督府学務部長隈本繁吉は、「台湾ハ朝鮮ノ教育令ト趣ヲ異ニシ、従来教育関係ノ法令ハ総テ総督限リニテ発布シタルモノニテ、関係ノ官制ニ就テモ従来未タ枢密院ノ諮詢ニ附セラレシコトアラス<sup>40</sup>」と述べ、台湾総督府にとって、従来の台湾の教育関係は「総督限リ」であることを示したが、1914年（大正3年）12月16日の枢密院会議では、顧問官たちが相変わらず「御沙汰書ニハ教育ノ基礎ニ関スル勅令ト明記セル以上ハ台湾ノ教育令モ枢密院ニ提出スルヲ相当ト信ス」、「台湾ニ於テモ至急教育令ヲ制定シ根本ヲ定ムルヲ要ス」と主

<sup>37</sup> 前掲岡本論文、151頁。

<sup>38</sup> 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』「第三章 台湾・1910年代—差別の重層的な構造—」128-189頁、1996年。「2 台湾教育令制定過程」を参照。

<sup>39</sup> 前掲駒込著書、128-189頁。

<sup>40</sup> 上沼八郎『台湾教育令制定由来』（資料）について—植民地教育史研究ノート—その1・その2『高千穂論叢』第26巻第3号・第4号、1991年12月、1992年3月。前掲駒込著書、第三章、前掲岡本論文、153-154頁。

張し続けていた<sup>41</sup>。

これを受け、1914年（大正3年）12月19日に、当時の大隈内閣が「特急」として樞密院に提出した「御下附案<sup>42</sup>」では、「朝鮮台湾樺太及関東州ニ於ケル教育制度ノ基礎ニ関スル勅令ハ爾今樞密院へ御諮詢処理ノ旨樞密院へ言明ス<sup>43</sup>」という件名をあげ、「朝鮮台湾樺太及関東州ニ於ケル教育制度ノ基礎ニ関スル勅令ハ爾今内閣ニ於テ明治三十三年四月九日内閣へ御下付御沙汰書中教育制度ノ基礎ニ関スル勅令ニ準シ樞密院へ御諮詢相成様処理可然旨同院ニ対シ言明致可然哉」とした。こうして、植民地の教育制度が、樞密院審議の権限であることが政府（内閣）と樞密院の合意事項となった。

岡本は、この時期の教育令制定をめぐる樞密院と内閣、及び総督府との間の折衝を、明治期から樞密院内部には「一貫して植民地の教育を注視」し、「植民地教育令の諮詢を要求する姿勢が存在していた」ことを指摘していた<sup>44</sup>。

にもかかわらず、樞密院と教育政策の関係を明確に「樞密院官制」の中で明文化されたのは、かなり遅れて1938年（昭和13年）になる。同年の12月14日の「樞密院官制改正ノ件」では、1890年（明治23

<sup>41</sup> 樞密院「台湾総督府国語学校長、台湾総督府中学校長及台湾総督府高等女学校長特別任用令中改正ノ件」「樞密院会議筆記」1914年12月16日、国立公文書館、レファレンスコード：A03033600400。

<sup>42</sup> 御下附案とは、内閣総理大臣から天皇の決裁を仰ぐために提出された政府原案をまとめた文書である。

<sup>43</sup> 内閣「閣甲一八九号」「公文類聚・第三十八編・大正三年・第二巻・政綱・詔勅・帝国議会・地方自治（府県制～雑載）」1914年（大正3年）12月19日、国立公文書館、レファレンスコード：A01200361200。

<sup>44</sup> 岡本の原文は以下である。「植民地教育令が樞密院の諮詢事項たることが政府・樞密院の間で合意事項となり、また、台湾総督府においてもこれを了承せざるを得ない状況となったことが分かる。こうして台湾の教育制度は、以後、樞密院の諮詢を経ることは不可避となった。このように、植民地教育令が樞密院の諮詢事項とされるに至るには、朝鮮教育令の諮詢不奏請に端を發し、それはさらに台湾教育令制定問題へも波及したのであり、すでに一九一〇年代初めから樞密院の内部には一貫して植民地の教育を注視し植民地教育令の諮詢を要求する姿勢が存在していたことがわかる。」前掲岡本論文、155-156頁。

年) 10月7日の「枢密院官制及事務規程改正<sup>45</sup>」への改正審議が行われた。中から歴年の枢密院の権限関係をうかがい知ることができる箇所を引用する。

抑々枢密院ニ諮詢セラルベキ事項ハ明治二十三年十月改正ノ同院官制第六條第一号乃至第五号ニ掲ゲタルモノノ外同條第六号ノ規定ニ基キ明治三十三年四月九号付御沙汰書及其ノ解釈書ニ掲ゲタルモノアリ更ニ後年ニ及ンデ内閣ニ於テ御諮詢ヲ奏請スルヲ例トスルニ至レルモノノアリ今之ヲ通看スルニ其ノ中ニハ輕重当ヲ失ヘルモノナキニアラズ又之ヲ諮詢事項タラザルモノニ對比スルニ彼此ノ權衡宜シキヲ得ザル所ナシトセズ(略) 適當ニ整理スルノ必要アルが故ニ其ノ趣旨ノ下ニ茲ニ前述ノ官制規定、御沙汰書其ノ他ニ依リテ定マリタル諮詢事項ノ全般ニ互リ若干ノ増減ヲ施ス為メ先ヅ本件ノ勅令ヲ以テ官制第六條ノ全文ヲ改正セントスルモノナリ<sup>46</sup>

この資料で分かるように、明治期以降、枢密院の権限(諮詢事項)は内閣の通達などによって次第に拡大したが、官制の記載では最初のみままで、「輕重当ヲ失ヘル」こととなった故に、「適當ニ整理」する必要があったとされたのである。これは明治期からの「官制規程」及び「御沙汰書」に定められた諮詢事項の内容を、全般的に整理する作業

<sup>45</sup> 1890年(明治23年)勅令第216号「枢密院官制及事務規程改正」では、枢密院諮詢事項を以下のようにまとめた。「御署名原本・明治二十三年・勅令第二百十六号・枢密院官制及事務規程中改正」国立公文書館、レファレンスコード：A03020081700。

第六條 枢密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ會議ヲ開キ意見ヲ上奏ス  
一 皇室典範ニ於テ其ノ權限ニ屬セシメタル事項、二 憲法ノ條項又ハ憲法ニ付屬スル法律勅令ニ關スル草案及疑義、三 憲法第十四條戒嚴ノ宣告同第八條及第七十條ノ勅令及其他罰則ノ規定アル勅令、四 列國交渉ノ條約及約束、五 枢密院ノ官制及事務規程ノ改正ニ關スル事項

<sup>46</sup> 枢密院「枢密院官制中改正ノ件」「枢密院會議筆記」1938年(昭和13年)12月14日、国立公文書館、2A-15-10 枢 D823、傍点引用者。



である。つまり、内閣歴年の「官制規定」「御沙汰書」などで拡大されていった樞密院の権限は、今度の改正で明文化され、名実共に一体化した。その見直された内容は以下の如くである。

本件ノ勅令ヲ以テスル樞密院官制第六條ノ改正規定ニ於テハ同院ニ諮詢セラルベキ事項ヲ列挙シテ（一）皇室典範及皇室令ニ於テ樞密院ノ権限ニ属セシメタル事項竝ニ特ニ諮詢セラレタル皇室令（二）帝国憲法ノ條項ニ関スル草案及疑義（三）帝国憲法ニ付属スル法律及勅令（四）樞密院ノ官制及事務規程ノ改正（五）帝国憲法第八條及第七十條ノ勅令（六）国際条約ノ締結（七）帝国憲法第十四條ノ戒嚴ノ宣告（八）教育ニ関スル重要ノ勅令（九）行政各部ノ官制其ノ他ノ官制ニ関スル重要ノ勅令（十）栄典及恩赦ノ基礎ニ関スル勅令（十一）其ノ外特ニ諮詢セラレタル事項ト為ス<sup>47</sup>

実際、この年の改正は早くも2年前にすでに決まっていたことを示す文書が残される。1936年（昭和11年）外務省の条約局長保存の「極密 樞密院諮詢事項<sup>48</sup>」の表紙には「昭和13年改正セラル 別紙参照」との一文からその事実をうかがい知ることができる。その記載から、「教育制度ニ関スル基礎ノ勅令ノ解釈」の項目には、従来の「小学校令」などの勅令<sup>49</sup>以外、以下のものが扱われたことが確認できた。

<sup>47</sup> 同前。

<sup>48</sup> 表紙には、「昭和13年改正セラル別紙参照 極密 昭和十一年六月二十日」と書いてある。「外務省記録」「条約ノ調印、批准、実施其他ノ先例雜件 第三卷 1. 先例集（149）樞密院諮詢事項」昭和11年6月20日作成、昭和11年9月8日印刷。外務省外交史料館、レファレンスコード：B04013439500。

<sup>49</sup> 註（27）参照。

- (1) 小学校令 (明三三)
- (2) 幼稚園令 (大一五)
- (3) 高等師範学校専攻卒業生ノ称号ニ関スル件 (明五)
- (4) 高等学校令 (大七)
- (5) 大学令 (大七)
- (6) 帝国大学令 (大八)
- (7) 専門学校令 (明三六)
- (8) 盲学校及聾啞学校令 (大一二)
- (9) 朝鮮教育令 (大一一)
- (10) 京城大学ニ関スル件 (大一三)
- (11) 台湾教育令 (大一一)
- (12) 台北帝国大学 (昭三)

この文書では、「教育制度ニ関スル基礎ノ勅令ノ解釈」の下に、「明三三、五、内閣総理大臣」という日付があったが、例えば日本の韓国併合は1910年(明治43年)であるため、「朝鮮教育令」などが1900年(明治33年)の「教育制度ニ関スル基礎ノ勅令」の解釈に含まれない。他の勅令の成立時間もほとんど1900年(明治33年)以後に成立したもので、その適用範囲はその後に追加されたものだと考えられる。いずれにせよ、この文章で言及された「朝鮮教育令」、「台湾教育令」、「京城大学ニ関スル件」、「台北帝国大学」といった植民地の教育政策に関する勅令が枢密院の審議範囲になり、1938年(昭和13年)の「官制改正」に明文化されたのは確かである。

前述の経緯を経て、1938年(昭和13年)の12月21日付け、「枢密院諮詢事項ノ範囲ニ関スル勅定相成タルニ付内閣総理大臣通牒<sup>50</sup>」

---

<sup>50</sup> 内閣「閣甲第三三五号」、「枢密院文書」「枢密院諮詢事項ノ範囲ニ関スル勅定相成タルニ付内閣総理大臣通牒」1938年12月26日、国立公文書館。レファレンスコード：A06050125600。

の文書では、「樞密院諮詢事項ノ範圍ニ関スル件」が明記された。ここでは「樞密院官制第六條第八號ノ教育ニ関スル重要ノ勅令ハ概ネ左ノ如シ」と記されており、その内容は以下である。

- 一 各學校令（師範教育令ヲ含ム）及幼稚園令
- 二 朝鮮其ノ他ノ外地ノ教育ノ基礎ニ関スル勅令
- 三 學位ニ関スル勅令

すなわち、樞密院の諮詢・審議事項は、最初は「樞密院官制」に明記されていなかったとしても、実際は明治期にあたる1900年（明治43年）から政府内の文書では「教育ノ基礎ニ関スル」事項はすでに樞密院の審議範囲に入っていた。そして、大正期の1914年（大正3年）の内閣文書では、樞密院諮詢の範囲には植民地関係の教育勅令も含まれるようになった。この時期から樞密院は植民地の教育政策にすでに強い関心を示し、自らの権限範囲を主張し続けて、ついに内閣との合意下で植民地の教育政策を審議の権限とした。このようにして、樞密院を介して植民地教育政策も「勅令主義」的な性格を持つようになり、日本内地の教育政策と同じように「天皇イデオロギー」の下におかれるようになったのである。そして、昭和期になって、樞密院と植民地教育政策の関係がさらに明文化されていったのである。

樞密院が帝国日本の植民地統治に、「見張り」役としながらも、帝国中央（内閣）と植民地当局（総督府）との間に第三のファクターとしての影響力を発揮し、「次第に御沙汰書における植民地関係事項の解釈を拡大」させてゆき、更に内閣に「全植民地の中央官制（人事）と植民地教育令を諮詢事項とすること」を認めさせ、植民地支配政策にとって一つの「チェック機能」を果たして、植民地の

教育政策を影響・制御していた<sup>51</sup>。なお、天皇の諮詢機関という側面から、枢密院の帯びた天皇制国家のイデオロギー性も帝国内の他の機関より顕著であった。

以上の考察から、枢密院が、植民地の教育政策に関与することで、二つの側面に影響が与えられたと考えられる。それは植民地教育令を審議する権限によって植民地の教育政策の形成への実質的な影響という面と、植民地の教育政策が天皇制教育のイデオロギーから逸脱させないイデオロギー護持の面だと言える。

## 5. 帝国議会と植民地教育政策

一方、本山幸彦らの『帝国議会と教育政策』では、戦前の日本教育政策について、前述した教育立法の「勅令主義」から逸脱した部分、そして帝国議会に取り扱われた教育政策に関する議事や議論の内容に焦点を当てている。その結果、確かに帝国議会の議事内容は、政治、経済、産業、教育など社会的諸分野に有力な教育要求との接点、或いは結合点を持っていたが、教育政策の中に帝国議会の議決を要する法律は、事実上は教育財政や官立諸学校の会計、或いは教員の福祉に関する退隠料や遺族扶助料などに限定されたことも再び確認している<sup>52</sup>。

同書の第十二章、呉宏明による「植民地教育をめぐって—台湾・朝鮮を中心に—<sup>53</sup>」では、1917年（大正6年）の「臨時教育会議<sup>54</sup>」まで、帝国議会では取り上げられた植民地教育政策に関する議論や議案

<sup>51</sup> 岡本真希子「枢密院と植民地問題—朝鮮・台湾支配体制との関係から—」前掲『枢密院の研究』182—183頁。

<sup>52</sup> 本山幸彦編著『帝国議会と教育政策』思文閣、1981年、ii—iii頁。

<sup>53</sup> 呉宏明「植民地教育をめぐって—台湾・朝鮮を中心に—」本山前掲書、第十二章に所収、539—567頁。

<sup>54</sup> 1917年（大正6年）から2年間、第一次世界大戦後の教育改革について審議答申した内閣の教育諮問機関。この答申に基づいて道德教育の拡充、高等教育機関の拡張などを実施。（岩波書店、『広辞苑』第五版、1998年）。

などを考証したが、そこで、帝国議会の本会議においては、台湾の教育に関する制度や教育内容についての質問はほとんどなかったが、予算委員会では報告や説明を行っていたことがあった<sup>55</sup>。朝鮮のほうも同じである。朝鮮における教育関係の議事はきわめて稀にしか登場せず、しかもその多くは、朝鮮人教育でなく、むしろ在朝鮮日本人児童の教育に関する問題であった<sup>56</sup>。結論のところでは、「植民地教育が、台湾、朝鮮総督府の独断で行われていたのではなく、議会の教育意見を反映したものであることが理解されよう<sup>57</sup>」と、帝国議会においての議論は、植民地教育政策には影響があったと結論付けた。

この研究の結果を受け入れることにすると、本稿での論考に、いくつかの連結点に盛り込むことができると思われる。1 つは、植民地教育政策の最高決定者は、単なる植民地最高当局に収束するものではなく、中央政府にも持ち込まれたことである。だが、植民地教育政策に関する中核的な部分は、その議論及び議決は、やはり官僚・樞密院・天皇という国体的・保守的な図式に収斂されていった。呉の研究で明らかになるように、帝国議会で取り上げられた植民地政策に関するものは、議員たちの議論の域にだけ止まり、正式に議決されたものも財政関係や予算案などがほとんどである。このように、財政の部分を帝国議会に委ねる、イデオロギーに関わる天皇制教育の精神的なところ及びそれに関わる政策形成の部分を樞密院が掌握する、という二重的な政策形成の図式が、戦前日本の教育政策と植民地教育政策の基本図式であると言えよう。

<sup>55</sup> 前掲本山著書、550 頁。

<sup>56</sup> 同前、560 頁。

<sup>57</sup> 同前。

## 6. おわりに

本稿で検討したように、帝国日本の教育政策は、文部省もしくは植民地当局が策定→閣議で決定しても、枢密院の審議を通らないと「勅令」として発布することができない点から、教育立法の「勅令主義」的な性格が明白であることが分かった。そして、枢密院と植民地の教育政策の関係を更に考察すると、1911年（明治44年）の朝鮮教育令の諮詢不奏請と1914年（大正3年）の台湾教育令制定問題を経た後、植民地教育令が枢密院での審議が次第に方向を確定させ、さらに同年に、植民地の教育政策（「朝鮮教育令」・「台湾教育令」）が枢密院の審議範囲に含まれることを内閣より確認された。なお、台湾教育令制定の問題をめぐって、従来「総督限り」の植民地教育問題も中央政府に持ち込まれた。植民地の教育政策は、以来、「植民地教育令」に基づいて、総督府がそれに合わせて植民地の実際の状況に合った「施行規則」を制定するものとなった。つまり、植民地の教育政策は植民地の総督府が独自に決められるものではなく、帝国日本の中央で決定しなければならない「重要」な政策となった。なお、「中央」で決定・審議する性質から、植民地の教育政策は「植民地」という空間にしか限定するものではなく、帝国日本の「内部」政策としての側面も持つようになったと言えるのである。

植民地の立場から考えれば、植民地の教育政策は最初は（朝鮮）総督府が内閣を通して直接制定するつもりだったが、枢密院がそれに異議を唱えたので、枢密院で審議することとなった。枢密院は帝国日本の官僚や貴族の牙城と言われ、一旦植民地の教育政策が枢密院に審議することとなれば、天皇制という戦前のイデオロギーと強く結びつくこととなった。

それに対して、日本の植民地統治には、従来では「植民地主義」

すなわち「特別統治主義」が唱えられ、内地と切り離して、植民地で最大な利権を獲得することを目的とされた。総督府にとって植民地の教育政策もそうであるべきだった。樞密院の教育令審議に対し、台湾総督府の学務課長隈本は、従来の台湾の教育関係は「総督限り」のことだと主張したのは植民地の立場だった。しかし樞密院の介入で、植民地の教育政策は「日本の教育」として密着していったことは否めない事実となった。なぜなら、総督府の制定した「施行規則」は、「教育令」の方針から逸脱することができなくなったのである。

冒頭で述べたように、従来の植民地教育史の研究領域でよく強調されてきたのは、植民地最高当局（朝鮮・台湾総督府）の植民地教育政策に存在した理念と実態との背反・相克性であった。しかしながら、このような視角は、中央政府から植民地への教育政策主導性を過小評価していた傾向があるまいかという疑問が持たれる。本稿での考察を通じて、植民地の教育政策を規定する「植民地教育令」は、1914年（大正3年）から樞密院の審議に入ったことが確かめられた。つまるところ、この時点から植民地の教育政策も「勅令主義」的な性質を帯びるようになった。言い換えれば、植民地の教育政策の主要な方向を決めるのは、植民地最高当局たる総督府だけではなく、もともとは内閣に上奏する必要があるゆえに樞密院審議の範囲に含まれることによって、植民地教育政策の中央関与の度合いが進み、ついに1938年（昭和13年）に明文化された。この変化は、戦時期に入った昭和期において、異法域と内外地の統合問題などが表になり、全体主義が強調された時期になるにつれ、ことに浮き彫りにされたのではないかと考えられる。

## 参考文献

- 枢密院（1888）。**枢密院会議筆記・枢密院文書・枢密院審査報告・枢密院御下附案**。国立公文書館・アジア歴史資料センター。
- 江木千之（1933）。**江木千之翁経験談**。江木千之翁経歴談刊行会。
- 文部省（1972）。**学制百年史**。文部省。
- 久保義三（1979）。**天皇制国家の教育政策：その形成過程と枢密院**。勁草書房。
- 原圭一郎篇（1981）。**原敬日記**。福村出版。
- 本山幸彦編著（1981）。**帝国議会と教育政策**。思文閣。
- 上沼八郎（1991）。**台湾教育令制定由来（資料）について：植民地教育史研究ノート**。高千穂論叢。
- 駒込武（1996）。**植民地帝国日本の文化統合**。岩波書店。
- 副田義也（1997）。**教育勅語の社会史：ナショナリズムの創出と挫折**。有信堂高文社。
- 梅溪昇（2000）。**教育勅語成立史：天皇制国家観の成立**。青史出版。
- 岩本努（2001）。**教育勅語の研究**。民衆社。
- 陳培豊（2001）。**「同化」の同床異夢：日本統治下台湾の国語教育史再考**。三元社。
- 岡本真希子（2003）。**枢密院と植民地問題：朝鮮・台湾支配体制との関係から**。枢密院の研究、吉川弘文館。
- 由井正臣編（2003）。**枢密院の研究**。吉川弘文館。
- 大山英久（2005）。**帝国議会の運営と会議録をめぐって**。レファレンス No. 652、国立国会図書館調査及び立法考査局調査企画課。
- 久保田優子（2005）。**植民地朝鮮の日本語教育：日本語による「同化」教育の成立過程**。九州大学出版会。



佐野通夫（2006）。日本植民地教育の展開の朝鮮民衆の対応。東京評論社。

